

# 物 件 調 査 書

物件番号 8

所在地		北海道函館市釜谷町100番3 外1筆					
住居表示		同 所					
現況地目及び面積等		宅地	249.56 m <sup>2</sup>			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	100番3	413番4				
	地目	宅地	原野				
	数量	183.57 m <sup>2</sup>	65 m <sup>2</sup>				
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		西側 舗装市道 幅員約 6.5 m					
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区					
		建ぺい率	指定なし				
		容積率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	・景観法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	有			有	
	都市ガス	接面道路配管	無				
交通機関	バス	函館バス 『下釜谷』停留所まで徒歩3分					
公共施設	函館市役所 戸井支所		函館市立戸井西小学校		函館市立潮光中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件内には函館市が所有するコンクリート擁壁、側溝、柵、コンクリート管が越境して設置されています。</li> <li>・当該物件内の南側境界点付近に電柱が設置され、上空を複数の架線が通過しています。</li> <li>・当該物件は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、立木伐採、切土・盛土の工事等を行う際には、北海道知事の許可が必要です。詳細については、渡島総合振興局函館建設管理部に照会願います。</li> <li>・当該物件において下水道を使用する際には、利用開始時に賦課される下水道負担金（建物1棟につき100,000円）を支払う必要があります。詳細については、函館市に照会願います。</li> <li>・当該物件は、西側接面道路より約0.6m高く位置しており、ブロック土留が設置されているため、現状において車両の進入は一部からしかできません。</li> <li>・当該物件の北東側隣接地から樹木の枝が越境しています。</li> <li>・当該物件内にある石が隣接地に一部越境しています。</li> </ul>						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

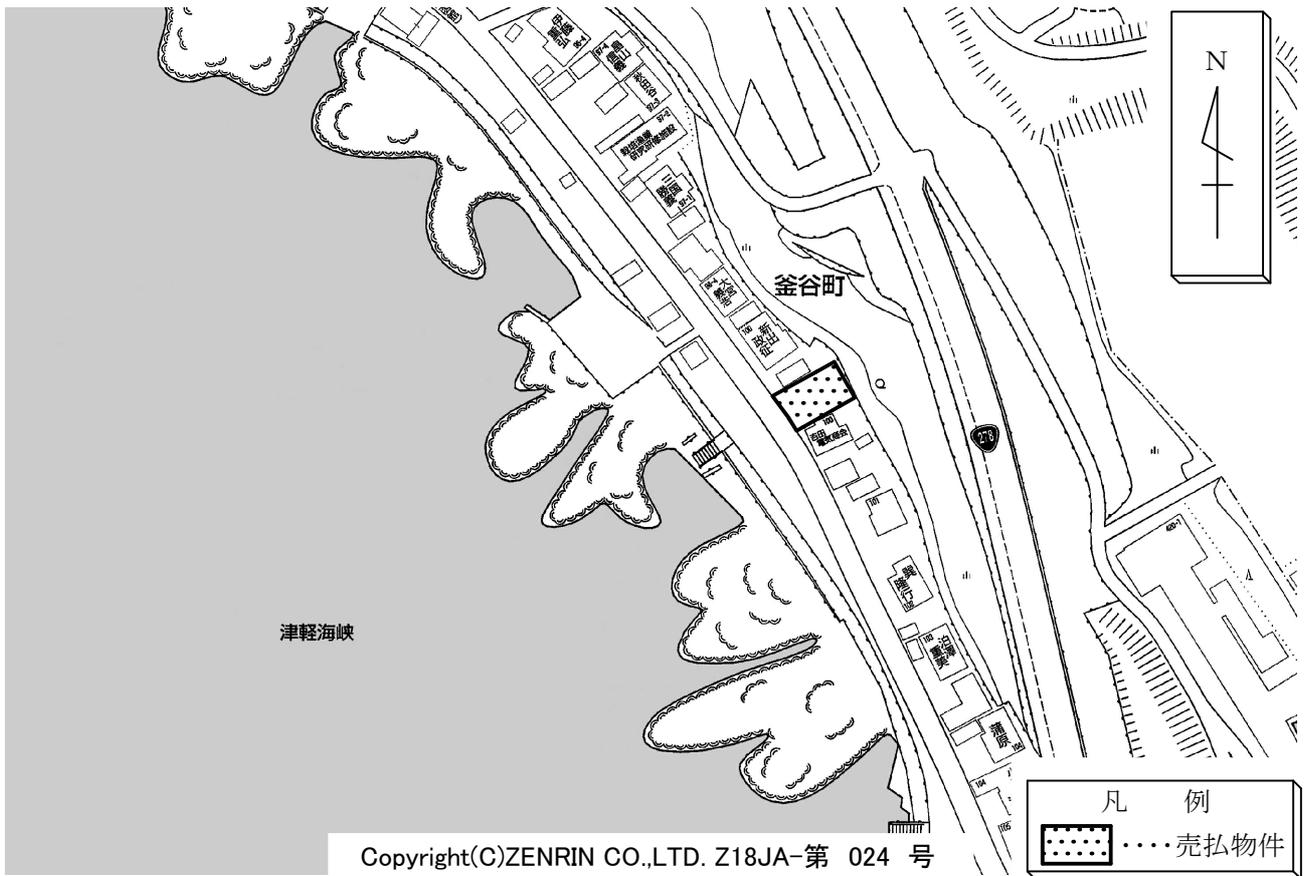
所在地

函館市釜谷町100番3 外1筆

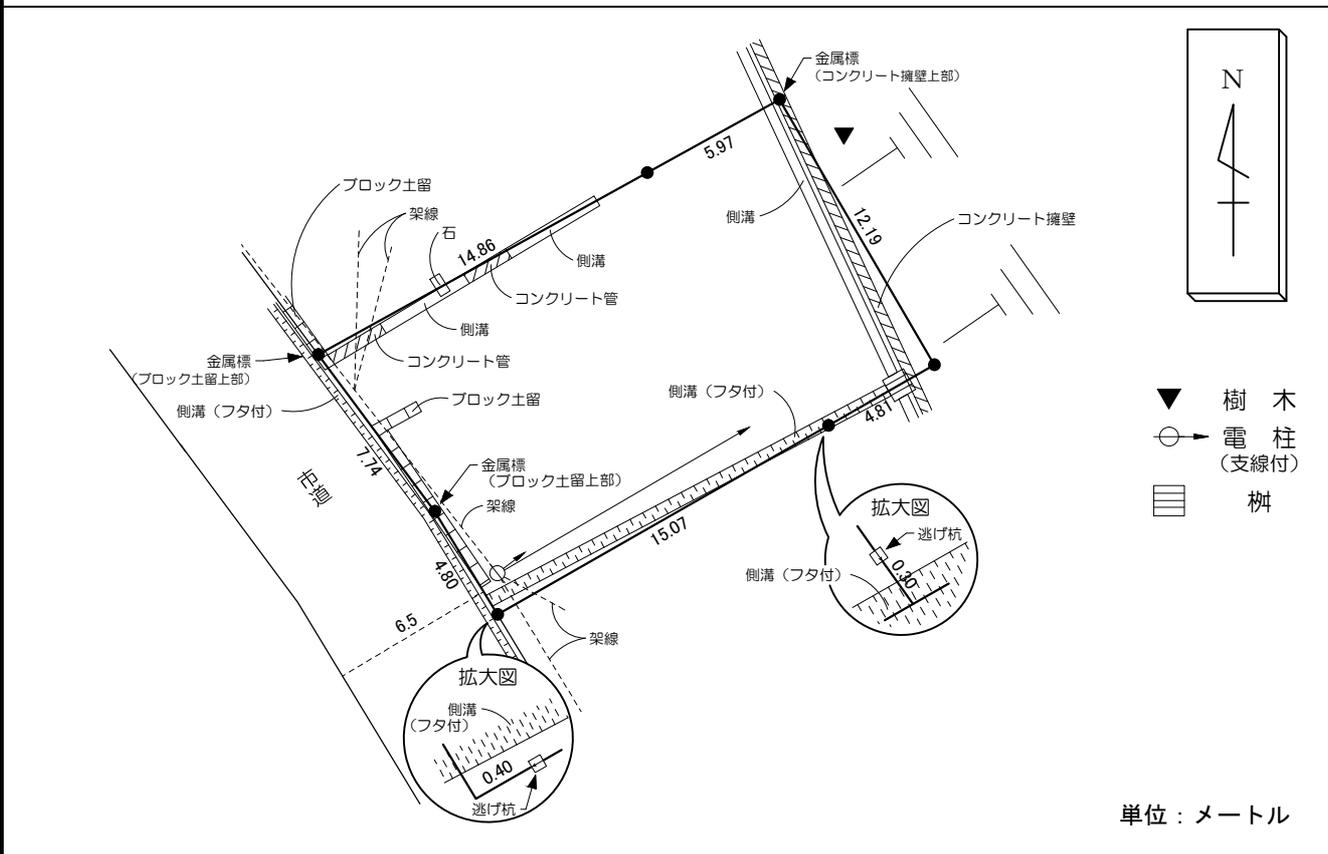
物件番号

8

# 案内図



# 概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	008
所在地	函館市釜谷町100番3 外1筆

